

■公害のない安全な地域環境の保全

【文部科学省、環境省、資源エネルギー庁、原子力規制庁】

県担当課：環境政策課、大気環境課
水環境課、産業廃棄物指導課
企業局総務課、下水道管理課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対する県民の不安は未だ十分に払拭されていない。また、空中を浮遊する微小粒子状物質（PM2.5）による県民の健康への影響が懸念されている。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

【環境省、原子力規制庁】

放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除却した土壌について、安全性の確保を前提に適切な処理が進むよう、国において処理基準を明確に定めること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（下水汚泥焼却灰など）のうち、汚染レベルが低く人体に影響を与える影響等がないものについては、安全性の確保を前提に的確な再利用等が進むよう基準を見直すこと。

◆現状・課題

- 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域では、放射性物質に汚染された除去土壌を学校、公園等で仮保管している。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに基づき同様の措置を実施している。このため、仮保管場所周辺を日々利用する子供や高齢者などの安全や健康への不安が高まるなど、早急な除却土壌の処理が求められている。
- 放射性物質に汚染された下水汚泥の焼却灰などの廃棄物を再利用するには、国が定めるクリアランスレベル（例えば脱水汚泥等の再利用には100Bq/kg）を下回る必要がある。しかし、設定されている水準が高いため人体への影響がほとんどない廃棄物についても再利用が進んでいない。

◆提案・要望の具体的内容

- 除去土壌の仮保管状態を早急に解消するため、処理基準を早期に定めること。また、安全性が確認できない除去土壌を処分する施設を、国の責任において早急に設置すること。
- 放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下の汚染レベルの低い廃棄物については、再利用等の円滑な処理が進むようクリアランスレベルなどの安全性に関する基準を見直すこと。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

2 福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の範囲拡大

【文部科学省、資源エネルギー庁、原子力規制庁】

福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費について、東京電力株式会社による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って指導及び支援すること。

◆現状・課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対して、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- こうした対策は原発事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成26年分までの費用として東京電力に約52億円の損害賠償請求を行い、平成28年8月現在、約37億円を回収している。

◆提案・要望の具体的内容

- 国は、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力株式会社による賠償が確実に実施されるよう指導及び支援すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

3 光化学オキシダント対策の推進

【環境省】

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示すること。

◆現状・課題

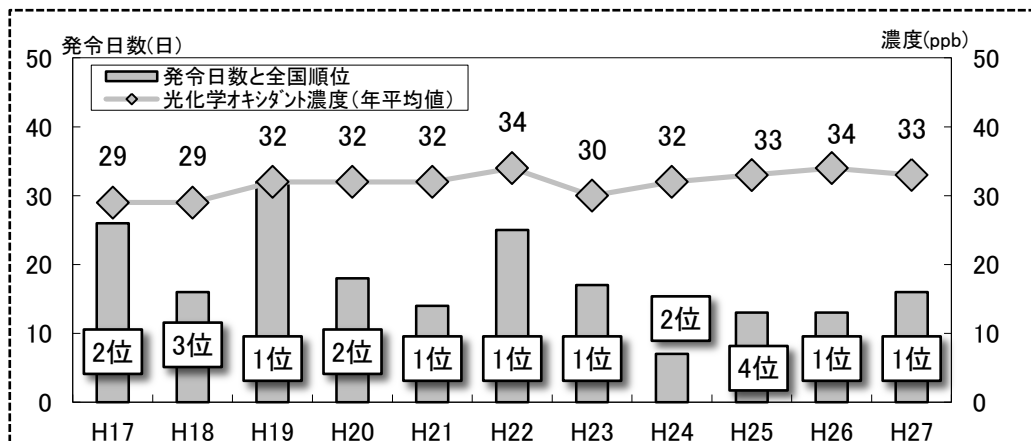
- 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、全国的に環境基準達成率は低く、本県の環境基準達成率も長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、毎年全国上位である。さらに、近年、光化学オキシダント濃度が漸増傾向にある。そのため、原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県も4会場で競技が開催されることから、競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグ注意報が発令されないようにする必要がある。
- 平成26年度のVOC排出量が業種別で第2位の燃料小売業については、他業種に比べて排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することや、給油時のみならず走行時や駐車時にもガソリンベーパーを回収し、燃料として再利用するための大型回収装置を装着した自動車（ORVR車）を導入することが有効である。

◆提案・要望の具体的内容

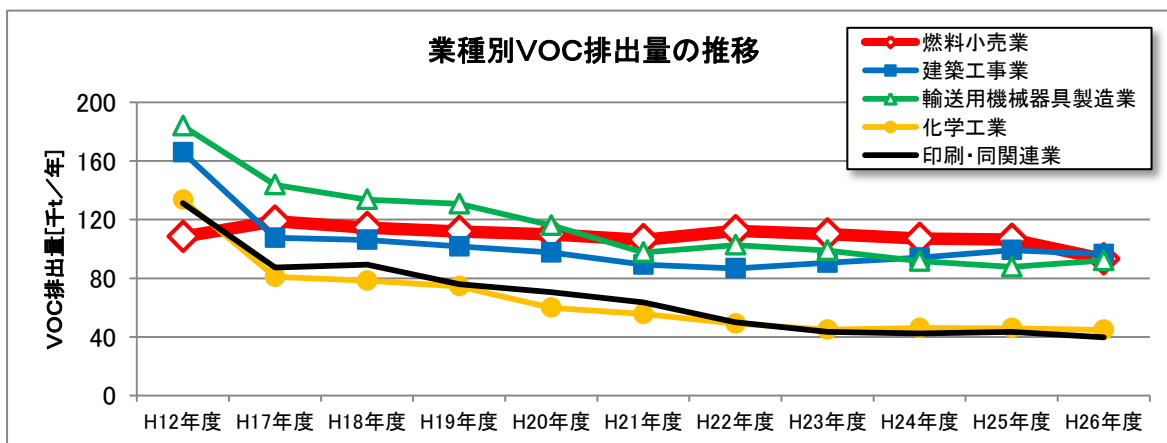
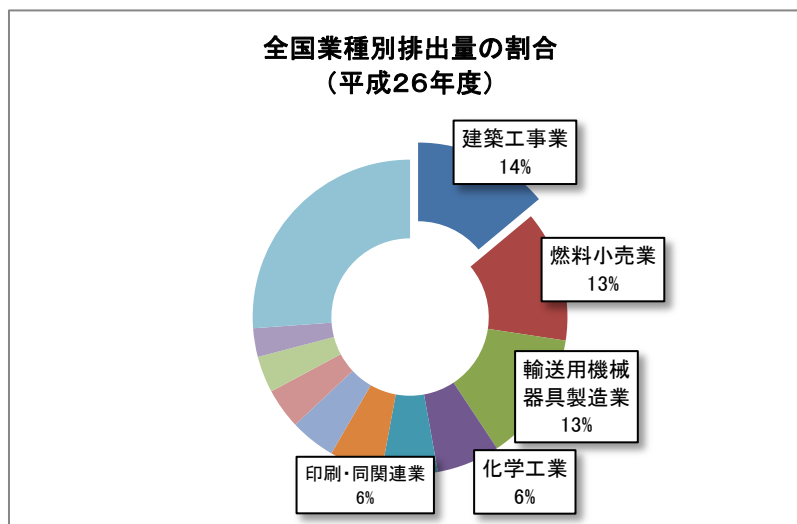
- ・ VOCの削減指導を更に効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確かつ迅速に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示すること。
- ・ ベーパー回収装置の設置やORVR車の早期導入の義務付けなど、ガソリンベーパーに起因するVOC排出量を削減するための施策を実施すること。

◆参考

○埼玉県的光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



○全国業種別排出量の割合及び業種別VOC排出量の推移



○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

4 微小粒子状物質（PM2.5）に係る取組の強化

【環境省】

PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構を速やかに解明し、効果的な対策を策定すること。また、PM2.5自動測定機によって得られる1時間値の精度を確保すること。

◆現状・課題

- PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。
- 本県におけるPM2.5の環境基準達成率は、平成25年度は12.0%、26年度は28.6%、27年度は86.0%であり、未だに100%に至っていない。
- PM2.5について、原因物質の排出実態や大気中の生成機構が十分に解明されていないことから、PM2.5に対する新たな発生源対策はとられていない。
- PM2.5の健康影響に関する知見が十分とは言えない。
- 自動測定機によって得られる1時間値には精度保証がなく、機種差や経年変化が大きい。そのため、1時間値を根拠に注意喚起を行おうとしても、その信頼性を確保できない。

◆提案・要望の具体的内容

- 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関係者へ提示すること。
- 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののほかに、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となっている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう、引き続き要請すること。
- PM2.5の健康影響について、国として広く情報を収集し、速やかに関係機関に提供すること。
- PM2.5自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

5 評価基準の設定等による石綿規制の明確化

【環境省】

一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。

また、石綿含有塗材について大気汚染防止法での位置付けを明確にすること。

さらに、大気汚染防止法に定める事前調査を行える者の資格と調査結果の保存について明確に規定すること。

◆現状・課題

- 本県では、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺で、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、どのレベルを目指せば良いのか、明確な判断ができない。現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設^(※1)に適用される敷地境界基準^(※2)や国のアスベスト大気濃度調査検討会の報告書(平成25年10月)の目安^(※3)を参考に行っている状況である。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 石綿の濃度10本/L

※3 石綿繊維数濃度1本/L

- 石綿含有吹付けリシンのような石綿含有塗材が、特定建築材料^(※4)に該当するかについては、国の見解が示されておらず、全国的にも自治体によって判断が分かれている。

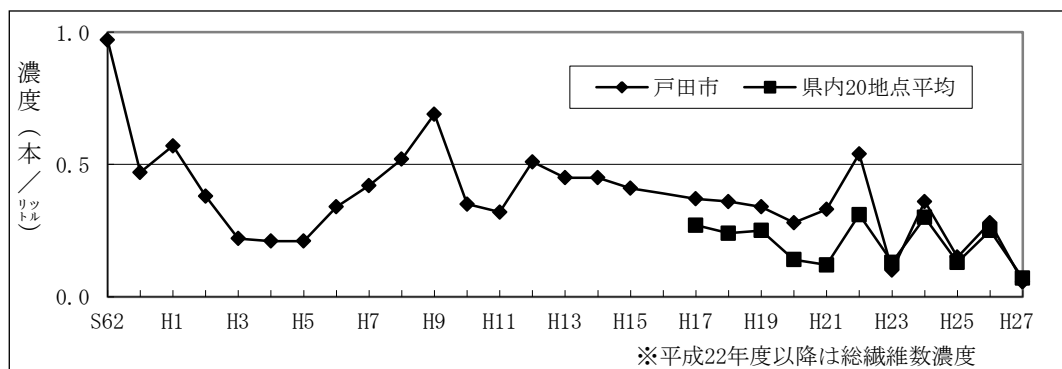
本県では特定建築材料と解釈しているため、隔離養生を求めているが、塗材の撤去で行われている剥離工法では、溶剤による作業環境悪化から、隔離養生が出来ないケースもあるため、対応に苦慮している。

※4 特定建築材料：劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- 今後、増加が予想されている石綿含有建材がある建物の解体工事について、事前調査の信頼性を確保するため、石綿含有建材の有無を確認できる者として資格を持つものが事前調査を行うこととすることが望まれる。

解体工事後に健康被害等の問題が発生した時に事実関係を把握するため、すべての事前調査の結果は、確実に保存される必要がある。

○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
21	230	354
22	237	305
23	248	278
24	216	310
25	189	273
26	193	297
27	197	264

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 剥離工法による除去作業の作業基準を含め、石綿含有塗材の大気汚染防止法での位置付けを明確にすること。
- ・ 事前調査は、国土交通省が制度化した建築物石綿含有建材調査者等が行うこととし、発注者及び受注者にその結果を保存させること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

6 石綿規制対象の拡大と関係機関の連携強化

【環境省】

非飛散性の石綿含有建材がある建築物の解体等工事について、大気汚染防止法に基づく届出を義務付け、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

また、石綿に係る行政機関の連携を強化するため、大気汚染防止法に関係行政機関への照会等ができることを規定すること。

◆現状・課題

- ・ 大気汚染防止法に規定する特定建築材料^(※)以外である非飛散性の石綿含有建材（成形板等）であっても、適切な方法によらなければ建築物の解体等工事に伴い石綿が飛散する。
こうした非飛散性の石綿含有建材については、大気汚染防止法に基づく届出の義務付け並びに湿潤化の実施及び手作業による取外し等の作業基準がないため、実態の把握や不適切な作業への十分な指導ができない。

※ 特定建築材料：劣化、又は解体等工事によって石綿が飛散しやすい建材で、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- ・ 本県では、大気汚染防止法の届出漏れを防ぐため、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を特定行政庁に求めている。
しかし、一部の特定行政庁は、法令に定めのない場合、個人情報であることや目的外利用を理由に情報提供を行わないため、情報収集に支障が生じている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 大気汚染防止法施行令に、特定建築材料として非飛散性の石綿含有建材を規定すること。
- ・ 大気汚染防止法施行規則に、非飛散性の石綿含有建材の解体等工事について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を規定すること。
- ・ 大気汚染防止法に、廃棄物処理法第 23 条の 5 のような関係行政機関への照会等ができる旨を規定すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし